

奈良県告示第六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成二十一年五月十九日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

漁業権者の名称	住 所	免許番号	変更後の遊漁規則の 施行日
十津川村漁業協 同組合	吉野郡十津川村重 里	奈内共第四号 奈内共第五号	平成二十一年五月十 九日
五條市漁業協同 組合	五條市今井	奈内共第四号 奈内共第五号 奈内共第六号 奈内共第十九号 奈内共第三十二号 奈内共第三十三号 奈内共第三十四号	右同
津風呂湖漁業協 同組合	吉野郡吉野町平尾	奈内共第三十七号 奈内共第三十八号	右同
東吉野村漁業協 同組合	吉野郡東吉野村小	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同
大和川水域河川 漁業協同組合	磯城郡川西町唐院	奈内共第五十五号	右同

